

福岡県公報

平成二十八年十月四日
第三千八百三十二号
増刊
①

目次

選挙管理委員会

○公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定に関する告示の一部

改正

(市町村支援課) …………… 一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第百十二号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定(昭和五十三年一月福岡県選挙管理委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月四日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

指定した施設の表久留米市の項中

北野ふれあい交流センター	北野町八重亀一三九番地	を
北野コスモス館	北野町高良一七〇六番地一	を
金島ふれあい交流センター	北野町八重亀一三九番地	に、
弓削コスモス館	北野町高良一七〇六番地一	を
久留米市城島体育センター	城島町榑津一四六八番地	を
久留米市三瀧農村環境改善センター	三瀧町玉満二九四九番地一	を

改める。

大城ますかけセンター	北野町大城八三番地
久留米市城島体育センター	城島町榑津一四六八番地
大城ますかけセンター	北野町大城八三番地

に